今後の対応方針(案)

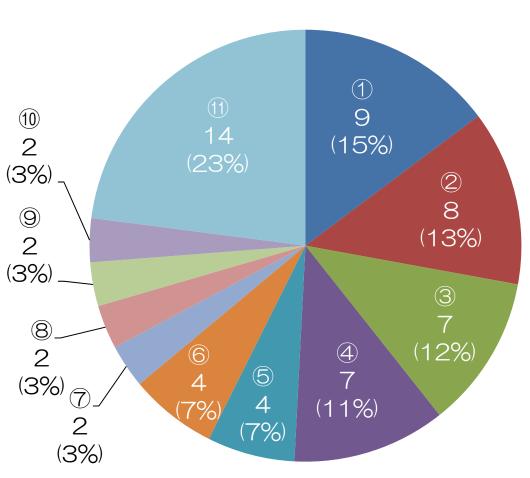


土砂災害防止法に関する都道府県から国への要望

● 土砂災害防止法に関する都道府県から国への要望としては、予算に関する要望や指定促進に向けた対応に 関する要望が多い

土砂災害防止法に関する国への要望

(47都道府県にアンケート調査を実施、複数回答可)



N=61 (回答数)

- ■①建築補強に関する財政支援
- ■②基礎調査に関する交付税措置
- ■③基礎調査の国の補助率アップ
- ④ 基礎調査の2回目以降の実施方針の提示
- ■⑤指定反対に対する国の見解の提示
- ■⑥警戒避難に関して、市町村への関係部局との 連名による通知
- ■⑦移転に係る財政支援
- 8 住民説明会用資料の作成
- 9 移転勧告の考え方の提示
- ■⑩住民に対し指定の周知を徹底するための方策
- ■111その他

1-1 基礎調査・区域指定(基礎調査・区域指定の進捗状況)

現状認識

- ○進捗状況は都道府県ごとに大きな差が生じている
- ○市町村が反対している場合、区域指定されていない

論点

〇基礎調査や区域指定は自治事務だが、極端に遅れている自治体に対しては国としても指定を更に促してい く必要があるのではないか

対応(案)

(1)予算面からの支援

地方負担の軽減に向けた取り組みの実施(基礎調査に対する交付税措置)

- (2)基礎調査や区域指定が遅れている都道府県への助言・支援等
- ①関係都道府県から遅れている原因等を聴き取り
- ②区域指定にあたり市町村・住民の反対等がある場合の指定の考え方を提示
- ③原因分析に基づく具体的な助言(指定単位の適切な設定等)
- 4) 先行している都道府県の取り組みに関する情報提供
- (3) 法律に基づく報告制度等の適用
- ①法第4条に基づく基礎調査結果の国への報告
- ②法第28条に基づく国の緊急時の指示の運用
- (4)情報の公開

<u>基礎調査、区域指定の実施状況等の定期的な公表(市町村単位)</u>

1-2 基礎調査・区域指定(2回目以降の基礎調査)

現状認識

〇1回目の基礎調査や区域指定が完了した県がある



論点

〇基本指針に基づいて、おおむね5年ごとに基礎調査を行うことが規定されている(法第4条)が、2回目以降の基礎調査の実施方針は定めていない都道府県が多く、基本指針にも明記されていない



対応(案)

(1)2回目以降の基礎調査に関する方針の提示

1回目の基礎調査以降における、新たな基礎調査が必要な箇所における調査や区域指定済み箇所における調査の基本的な事項について、基本指針への反映を検討

【参考】2回目以降の基礎調査の実施内容(イメージ)

2回目以降の基礎調査の実施内容(イメージ)

- 1. 新たな基礎調査が必要な箇所における調査 以下の箇所については、1回目に行った基礎調査を改めて行う
- 前回の基礎調査以降に土砂災害が発生した箇所周辺、開発が進んだ地区、新たに市 街化区域に編入され今後開発が進むと予想される地区
- 開発に伴う土地の改変や土砂災害対策工事により、指定の条件や解除の条件に合致する地区
- 2. 区域指定済み箇所における調査
- 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備状況に関する調査
- 土砂災害特別警戒区域における特定開発行為について適切に行われているかを調査

2-1 警戒避難体制(地域防災計画への記載状況)

現状認識

- 〇土砂災害にかかる警戒避難体制を記載している市町村は年々増加しているが、避難勧告、避難所に関する 事項の地域防災計画への記載は相対的に低調
- 〇避難勧告発令基準に土砂災害警戒情報を活用していない市町村が見られる



論点

- 〇都道府県に対して、市町村地域防災計画に記載すべき内容を都道府県地域防災計画に明記し、市町村に 周知徹底するよう要請してきた
- 〇特に、避難勧告発令基準について、土砂災害警戒情報の発表を位置づけるよう要請してきた
- 〇地域防災計画への記載に関する市町村の理解や市町村への支援がまだまだ不足しているのではないか



対応(案)

- (1)市町村への周知等
 - ①都道府県・市町村の警戒避難関係部局の連携を要請する通知を関係省庁と発出
- ②警戒避難体制の整備に関して取り組むべき内容について国や都道府県から市町村へ周知、取り組み状況 に関する国、都道府県、市町村間の情報の共有
- ③避難勧告発令基準等の設定に関する市町村への技術的助言等の支援を継続

2-2 警戒避難体制(土砂災害ハザードマップ)

現状認識

〇人員不足や予算不足により、ハザードマップを作成·公表していない市町村が見られる



論点

- ○洪水ハザードマップは、国の補助制度(5年間に限る)や地方整備局・事務所等に設置した部局による技術 的支援により、作成・公表が進んだ
- 〇土砂災害ハザードマップについても、地域自主戦略交付金や社会資本整備総合交付金の効果促進事業で 作成できるが、あまり知られていないのではないか



対応(案)

(1)市町村への周知等

- ①ハザードマップ作成等について国や都道府県から市町村への周知、取り組み状況に関する国、都道府県、市町村間の情報の共有
- ②ハザードマップ作成等に関する市町村への技術的助言等の支援

(2)予算面からの支援

- ①ハザードマップ作成に係る交付金制度の周知
- ②ハザードマップ作成に係る交付金の活用事例の紹介

【参考】土砂災害防止法に基づく取り組みと支援制度

土砂災害防止法の取り組み内容 費用面での支援制度 ①地域自主戦略交付金 基礎調査(法第4条) 【基幹事業】 交付対象事業 総合流域防災事業 •砂防 - 河川 •急傾斜 •道路 警戒区域(法第6条) **基礎調査費** •火山噴火警戒 •港湾 •総合流域防災 住宅 情報伝達、警戒避難体制整備 情報基盤総合整備事業 etc 【効果促進事業】 土砂災害ハザードマップ 基幹事業と一体となり、その効果を高めるために必要な事業等 ②社会資本整備総合交付金 特別警戒区域(法第8条) 【基幹事業】 交付対象事業 •河川 • 砂防 •道路 特定開発行為の許可制 住宅•建築物 •地すべり •港湾 • 都市 安全ストック形成事業 •急傾斜 •総合流域防災 ·住宅 建築物の構造規制 【効果促進事業】 基幹事業と一体となり、その効果を高めるために必要な事業等 特別警戒区域からの移転 ③住宅金融支援機構融資

③ 特定開発行為

現状認識

〇今回の政策レビューでは、特定開発行為について特段問題は認められなかった



対応(案)

特定開発行為について対応すべき項目は特にないが、特定開発行為に該当する開発が手続きを経ずに行われていないかを基礎調査に含めることについて検討する

4 移転支援

現状認識

- 〇移転事例30件全てで移転支援制度が活用されており、独自の支援制度を設けている県では移転件数が多い
- ○移転勧告の事例はない



論点

- 〇住民説明会等で移転支援制度を全都道府県が詳細に周知しているわけではないため、さらに周知を図ることで移転を促進できるのではないか
- ○勧告による移転の事例がない理由として、移転勧告の基準・考え方が示されていないこと等が考えられる



対応(案)

- (1)移転支援制度の周知等
- ①住民説明用の分かりやすい資料の作成
- ②住民説明会の場等を通じた移転支援制度の周知浸透等
- (2)移転勧告の考え方の明確化 移転勧告の考え方について提示

主な今後の対応方針(案)

国として今後対応を重点的に検討する必要があるもの

- ・区域指定にあたり市町村・住民の反対等がある場合の指定の考え方を提示
- ・基礎調査、区域指定の実施状況等の定期的な公表(市町村単位)
- ・2回目以降の基礎調査の実施方針の提示
- ・移転勧告の考え方について提示
- ・基礎調査に対する交付税措置の要望
- •都道府県•市町村の警戒避難関係部局の連携を要請する通知を関係省庁と発出

国として今後対応を検討する必要があるもの

- ■基礎調査・区域指定
 - ・法第4条に基づく基礎調査結果の国への報告
 - ・法第28条に基づく国の緊急時の指示の運用
- ■警戒避難体制(地域防災計画への記載)
 - ・警戒避難体制の整備に関して取り組むべき内容について国や都道府県から市町村へ周知、取り組み状況に関する国、都道府県、市町村間の情報の共有
- ■警戒避難体制(土砂災害ハザードマップ)
 - ・ハザードマップ作成に係る交付金制度の周知
 - ・ハザードマップ作成に係る交付金の活用事例の紹介
- ■移転支援
 - ・住民説明用の分かりやすい資料の作成
 - ・住民説明会の場等を通じた移転支援制度の周知浸透等を都道府県に要請

今後のスケジュール

平成24年1月30日(月) 政策レビュー委員会(第3回)

2月初旬 国土交通省における政策レビュー等に関する検討会

(最終的な評価書(案)について意見、助言等を聴取)

3月末 大臣決裁による評価書の決定及び公表